令和5年度

伊万里市職員採用試験案内 (第3回)

高校新卒者を対象に含めた採用試験です。

第一次試験 **令和5年10月15日(日)**

試験会場 伊万里市民センター

※テストセンター(試験区分の一部)

受付期間 9月1日(金)~9月15日(金)

〔 土曜・日曜日を除く8:30 ~ 17:15〕

※ 郵送は9月15日の消印のあるものまで受け付けます。

※第2回試験の第一次試験(令和5年7月9日実施)の合格者は、 今回の試験を受験することができません。



≪問合先≫

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1 伊万里市役所 総務部総務課職員係

☎ 0955(23)2127(直通)

E-mail soumu@city.imari.lg.jp

1 試験区分・職務内容

試 験 区 分	職務内容
一般事務A・B	主に行政事務に従事します。
社会福祉士A・B	主に社会福祉業務に従事します。
文化財担当職	主に文化財の調査、整備活用等の業務に従事します。
土 木A・B	主に土木工事の設計、施工管理等の業務に従事します。
保 健 師A・B	主に保健業務に従事します。

[※]受験の申込みは、上記の試験区分のうちいずれか一つに限ります。

2 採用予定人数・受験資格

試験区分	採用予定	年齢制限	その他の受験資格
一般事務A	4名程度	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人	_
一般事務 B (民間企業等経験者)	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人	民間企業等で、ICT (情報通信技術) 関連の職務経験が令和 5年8月末現在、通算して3年以上ある人
社会福祉士A			社会福祉士の資格取得者又は令和6年3月31日までに資格取 得見込みの人
社会福祉士B (民間企業等経験者)	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人	社会福祉士の資格取得者で、次のいずれかの要件を満たす人 ①民間企業等で、社会福祉士としての職務経験が令和5年8月 末現在、通算して3年以上 ②令和5年9月1日現在、国家公務員又は地方公務員の正規職 員(社会福祉士)として勤務
文化財担当職 (民間企業等経験者)	1名程度	昭和63年4月2日以 降に生まれた人	学芸員の資格取得者で、次のいずれかの要件を満たす人 ①民間企業等で、文化財関連の職務経験が令和5年8月末現 在、通算して8年以上 ②令和5年9月1日現在、国家公務員又は地方公務員の正規職 員(文化財担当職)として通算して8年以上勤務
土 木A	3名程度	昭和63年4月2日か ら平成18年4月1日 までに生まれた人	_
土 木 B (民間企業等経験者)	1名程度	昭和63年4月2日以 降に生まれた人	次のいずれかの要件を満たす人 ①民間企業等で、土木関連の職務経験が令和5年8月末現在、 通算して3年以上 ②令和5年9月1日現在、国家公務員又は地方公務員の正規職 員(土木技術職)として勤務
保健師A			保健師の資格取得者又は令和6年3月31日までに資格取得見 込みの人
保健師B (民間企業等経験者)	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人	保健師の資格取得者で、次のいずれかの要件を満たす人 ①民間企業等で、保健衛生関連の職務経験が令和5年8月末現 在、通算して3年以上 ②令和5年9月1日現在、国家公務員又は地方公務員の正規職 員(保健師)として勤務

すべての試験区分で学歴を問いません。また、住所要件もありません。

全試験区分において、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)日本国籍を有しない人
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3)本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時および場所

試 験	日 時	試 験 会 場
第一次試験	令和5年10月15日(日) 集合時間 9:30 試験開始 10:00	伊万里市民センター (伊万里市松島町391番地1)
214 244 144	試験区分が一般事務B、社会福祉士B、文化財活 令和5年10月8日(日)~15日(日)の間	
第二次試験	令和5年11月中旬予定	日時および試験会場については、第一次 試験合格者に通知します。
第三次試験	令和5年12月上旬予定	日時および試験会場については、第二次 試験合格者に通知します。

4 試験の方法および内容

試験は、第一次試験、第二次試験及び第三次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について、 第三次試験は第二次試験の合格者について行います。

(1)第一次試験

種目	試験区分	時間	内 容	
教養試験	一般事務 A 社会福祉士 A 土 木 A 保 健 師 A	10:00~12:00 (2時間)	高等学校 卒業程度 中事、社会・人文及び自然に関 般知識並びに文章理解、判断・ 理及び資料解釈に関する能力に の択一式問題40問による筆記	数的推
基礎能力検査 (SCOA)	一般事務 B 社会福祉士 B 文化財担当職 土 木 B 保 健 師 B	10:00~11:00 (1時間)	京書読解能力、数的能力、推理 高等学校 力、人文・社会・自然に関する 職、基礎英語等についての択一 120間による筆記試験	一般知
専門試験	土 木A 土 木B	13:30~15:00 (1時間30分)	高等学校 卒業程度 数学・物理・情報技術基礎、土 力学(構造力学、水理学、土質 学)、土木構造設計、測量、社 工学、土木施工についての択一 30間による筆記試験	[力 :会基盤

※すべての試験区分において公務員の正規職員として勤務している人はエントリーシートの 書類審査のみとなりますので、基礎能力検査及び専門試験は免除となります。

(2)第二次試験

種 目	試験区分	時間	内 容
面接試験		10分~15分	職員として適する人物かどうかについて集団面接
適性検査	全試験区分	約35分	適性検査
資格調査		_	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査

(3)第三次試験

種 目	試験区分	時間	内容
作文試験	- 全試験区分	1時間30分	文章による表現力、文章構成力等についての筆記試験
面接試験		15分~20分	職員として適する人物かどうかについて個別面接

5 合格者発表

	期日	内 容
第一次試験合格者発表	令和5年10月下旬	
第二次試験合格者発表	令和5年11月下旬	合格者を伊万里市役所掲示場に掲示するほか、市の ホームページに掲載し、合格者本人に通知します。
最終合格者発表	令和5年12月中旬	

6 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登録されます。なお、名簿に登録されても必ず全員が採用される とは限りません。

※社会福祉士、保健師の合格者で、令和6年3月31日までに所定の資格を取得できない人、 資格要件の資格を喪失した人については、採用される資格を失うものとします。

7 勤務条件

●給料(現行)・・新規卒業者の場合

区分		初 任 給
	高 卒	154,700円
行政職	短大卒	167,500円
	大 卒	185,900円

※職務経験者は一定額が加算されます。

- ●諸手当 ・・・扶養、住居、通勤、期末、勤勉、時間外手当等の諸手当が支給されます。
- ●勤務時間・・・8時30分から17時15分まで、週休2日制(週38時間45分勤務)です。 年次有給休暇は年間20日(1年目は15日)です。

8 申込方法

(1) インターネット申込

申込方法	9月1日(金) ~9月15日(金) の受付期間内に、 伊万里市のホームページから 入力フォームで申し込むことができます。 伊万里市のホームページ http://www.city.imari.saga.jp/
注意事項	必要事項をもれなく入力してください。 申込後に入力内容の修正はできません。

(2) 持参・郵送での提出

	,— ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
申込書	①9月1日(金)以降、市役所総務課職員係(3階)で配付します。 ②伊万里市のホームページから申込書、受験票等の様式をダウンロードし、印刷して使用することができます。 ③郵便で請求するときは、封筒に「職員採用試験申込書請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の角2(A4サイズ)封筒を同封してください。
申込先	伊万里市役所総務課職員係(3階) 〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1
提出書類	令和5年度伊万里市職員採用試験申込書(1通)及び受験票(1通) 一般事務B、社会福祉士B、文化財担当職、土木B及び保健師Bについては、 上記のほか、エントリーシート(別紙様式)を提出してください。 なお、社会福祉士B、文化財担当職、保健師Bは、資格の取得状況がわかるものの写し を提出ください。
注意事項	申込書、受験票に必要事項を記入してください。 郵送、持参のいずれの場合も 受験票宛先面に63円切手 を貼り、住所・氏名・郵便番号 を漏れなく明記し、申込書には直近6か月以内に撮影した <u>本人の写真を添付</u> してくださ い。郵送で申し込む場合は、申込書、受験票を封筒に入れて必ず <u>簡易書留郵便</u> で送って ください。

受験番号の通知(受験票の送付)は、受付締切後にメール又は郵送により行います。

10月10日(火)までに通知又は送付がない場合は、市役所総務課職員係にお問い合わせください。